

第6回政務調査費に関するワーキング概要

日 時：平成20年10月2日(月)9:00～

場 所：議事堂6階603会議室

出席議員：田中博議員(座長)、前野和美議員(副座長)、藤田泰樹議員、
服部富男議員、中嶋年規議員、奥野英介議員、萩原量吉議員、
今井智広議員、

【概要】

1. 前回に引き続き具体的な検討すべき課題について各会派で取りまとめた意見をもとに急を要する課題について優先的に意見交換を行い、「三重県政務調査費の交付に関する条例施行規程」及び「政務調査費の運用に係るガイドライン」の改正点などを決定した。意見交換の概要は以下のとおり。

政党主催の研修会や勉強会と政務調査活動との関係について

- ・県政に対する県民の意見を聞いたり、議員からも説明する場であって、議員自ら説明責任を果たせるものであればよいと考える。
- ・適・不適を判断するのは県民であり、あえて「政務調査費の運用に係るガイドライン」に明記するべきではない。国政選挙前に国会議員を招いての県政報告会も可ということになってしまいかねない。
- ・政治団体の届けを出している会派は、その活動は政治・選挙活動との誤解を招くことも有り得るので、議員の常識を持ってよく考えて活動することとする。

< 決定事項 >

- ・説明責任が果たせるものに限って政務調査費の充当を可とする。

領収書一覧表の作成の可否について

- ・全ての領収書を添付しているので、支出内容、金額、支払日を記入する領収書一覧は領収書と重複しており、不要と考える。

< 決定事項 >

- ・領収書等の各ページに用途項目、按分計算および按分額を記入し、用途項目ごとに綴る事として、領収書一覧表は作成しないこととする。

日当、宿泊費を定額とするか、実費とするかについて

- ・旅費の計算は、「三重県議会議員の報酬、費用弁償および期末手当に関する条例」を準用して、定額制を採用しているので、実費を原則とすれば、条例の規定にも影響を与える恐れがある。
- ・財政的にも厳しいなか、経費節減のため旅費に関する条例の見直しにまで踏み込んだ議論を今後していく必要があることを提言する。

< 決定事項 >

- ・旅費の定額制は、事務の簡素化の観点から社会一般的にも定着しているものであり、現行どおり定額を原則とし、実費も可とする。

E T C 割引の取扱いについて

- ・実費でよいと思うが、利用明細のインターネットサービスも利用後一ヶ月で消滅するので、整理が困難である。
- ・E T C 割引は、ガソリン価格の高騰など国民生活の家計への影響等を考慮して行われていると思われるので、政務調査費の計上を定額としておいてよいか疑問である。クレジット決済なのであとで明細も送付されるはず。
- ・高速道路がE T Cのみでしか利用できないのであれば、実費でもよいがそうでない現状では現行どおり定額とする。

< 決定事項 >

- ・当面現行どおり定額とし、今後も引き続き検討していくこととする。

前泊、後泊の条件について

- ・現行では、「始発では間に合わない、最終でも帰宅できないなど、物理的に不可能な場合」と決めているが、健康管理上、また政務調査活動に支障が出るようでは本末転倒である。
- ・会議のあとで、懇親会があったので帰れなかった、などという理由は当然認められないが、遠方で早朝よりの調査活動が予定されている場合など真に必要なものは可とすべき。
- ・政務調査費に計上する調査活動は原則勤務時間内にすべきと思う。

< 決定事項 >

- ・「政務調査費の運用に係るガイドライン」に規定されている前泊、後泊の条件を「政務調査活動に伴って社会通念上必要と認められる場合など」との文言に改める。具体的な改正文は事務局で案を作成する。

会派総会、研修会、会議時及び調査活動中の議員の食事代への政務調査費充当について

- ・食事時間を拘束しての会議等があるため、政務調査費による食事代計上は可としていただきたい。
- ・招へいした講師等の昼食代は別として、食事は誰でもどこにいても必要なものであるため、議員自らの食事代は不可と考える。

< 決定事項 >

- ・政務調査費への計上は、議員分は不可、講師等は可とする。また会合参加者等に対するものは、公職選挙法に抵触しない範囲で可とする。

2. その他

今回は10月9日(木)14時30分から開催することが決定された。